

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第245号)

平成15年4月17日

横情審答申第245号

平成15年4月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成13年11月28日市市情第66号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成12年1月14日以降、市が、上記公開請求に関して、神奈川県、個人、弁護士、大学職員等に接触（協議、相談、依頼等）をした事実がある場合には、当該関係文書及び謝礼等支払い文書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成12年1月14日以降、市が、上記公開請求に関して、神奈川県、個人、弁護士、大学職員等に接触（協議、相談、依頼等）をした事実がある場合には、当該関係文書及び謝礼等支払い文書」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年10月4日付で行った、「平成12年1月14日以降、市が、上記公開請求に関して、神奈川県、個人、弁護士、大学職員等に接触（協議、相談、依頼等）をした事実がある場合には、当該関係文書及び謝礼等支払い文書」（以下「本件申立文書」という。）の個人情報非開示決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第20条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、「横浜市の情報公開 公文書公開制度運用状況報告書（平成11年度） 運用状況編 」101頁に記載されている「請求番号1146及び1147」の決定に関して神奈川県、個人、弁護士、大学職員等に接触（協議、相談、依頼等）した事実がある場合の当該関係文書及び謝礼等支払い文書中の個人情報を指すと考えられる。
- (2) 当該請求に係る当該事実を記載した行政文書を取得し、又は作成しておらず、当該請求に係る個人情報を保有していないため、条例第20条第2項に該当するため非開示とした。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 当該処分は、条例に違反している。
- (2) 各処分は、異議申立人の権利及び利益を侵害している。
- (3) 各処分は不服であり、適法な処分を求めて申立てに及ぶ。
- (4) 実施機関は、条例に基づき積極的に情報を公開する義務があり、抵触しない形で公

開することができることから、実施機関のいう非開示理由は当たらない。

- (5) 横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号（平成12年3月31日限り廃止）。以下「文書取扱規程」という。）や横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「行政文書管理規則」という。）及び横浜市行政文書取扱規程（平成12年3月達第8号。以下「行政文書取扱規程」という。）の定めから市民局市民情報課が非開示とした部分及び非開示理由は誤りである。
- (6) 文書取扱規程第3条は、「事務処理は、文書によることを原則とする。」、同規程第15条は「上司の決裁を要する事案は、起案用紙及び当該文書の保存期間に耐える用紙を用い、別に定める公文書作成の要領に従い、簡潔かつ的確に起案文書を作成しなければならない。」と定め、行政文書管理規則第6条第1項は「事案についての最終的な意思の決定は、文書によって行うものとする。」、同条第2項は「・・・口頭により、処理したときは、遅滞なく、文書を作成しておかなければならない。」、行政文書取扱規程第11条も起案について定めている。
- (7) 市民情報室長及び市民情報課長の2名は、「平成9、10、11年度国庫補助金を受け入れた事業の経費の使途が明らかになる書類及び福祉局以下各課が保管する預金・貯金口座の通帳等の公開」の処分方法について、平成12年3月2日出張し、東京大学法学部小早川光郎教授に相談している。
- (8) 横浜市は、本件処理を重要と判断したため、市民情報室長及び市民情報課長の2名を出張させたもので、市民情報室長及び市民情報課長の2名は当該相談内容及び結果について復命・起案する責務がある。

市職員が事務及び出張に関して文書・復命をしないことは規則及び規程違反である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「横浜市の情報公開 公文書公開制度運用状況報告書（平成11年度）—運用状況編—」101頁に記載されている「請求番号1146及び1147」の決定に関して、実施機関が神奈川県、個人、弁護士、大学職員等に接触（協議、相談、依頼等）した事実がある場合の当該関係文書及び謝礼等支払い文書と考えられる。

(2) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、当該請求に係る当該事実を記載した行政文書を取得し、又は作成しておらず、保有していないとしている。

申立人は、実施機関は、平成12年3月2日に出張し、東京大学法学部小早川光郎

教授に相談していると主張し、さらに、実施機関は、本件処理を重要と判断したため、市民情報室長及び市民情報課長の2名を出張させたもので、市民情報室長及び市民情報課長の2名は当該相談内容及び結果について復命・起案する責務があり、事務及び出張に関して文書・復命をしないことは規則及び規程違反であると主張している。

そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成15年2月25日及び平成15年3月20日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関が神奈川県、個人、弁護士、大学職員等に接触し、謝金を支出するような場合、作成する文書は、出張命令簿、謝金支出伺等が考えられるが、当該請求に係る当該事実を記載した行政文書は、作成していないと主張している。

当審査会では、実施機関の前記の主張を確認するため、平成11年度及び平成12年度の市内出張命令簿（横浜市職員出張及び旅費請求規程（昭和25年5月達第29号）第3号様式）及び市外出張命令簿（同規程第2号様式）並びに平成11年度の決裁・供覧文書整理簿（文書取扱規程第4号様式）及び平成12年度の文書件名簿（行政文書取扱規程第4号様式）について見分したところ、申立人が主張するように実施機関が平成12年3月2日に東大法学部に出張した記録は認められたが、当該請求に係る当該事実を記載した行政文書の存在は認められなかった。

また、横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」とされており、前述の当審査会が行った実施機関への事情聴取においても、実施機関は、当該出張についての復命については、口頭で行った旨説明しており、その点についても、実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年8月15日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年9月28日 (第254回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成15年2月14日 (第6回第一部会)	・ 審議
平成15年2月25日 (第7回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成15年3月20日 (第8回第一部会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成15年4月4日 (第9回第一部会)	・ 審議